

八潮市学校給食センター整備基本構想及び
基本計画策定等支援業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和8年4月

八潮市教育委員会

1 目的

この要項は、八潮市学校給食センター整備基本構想及び基本計画策定等支援業務委託（以下「業務」という。）を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

八潮市学校給食センター整備基本構想及び基本計画策定等支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「八潮市学校給食センター整備基本構想及び基本計画策定等支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和10年3月31日

(4) 実施形式

公募型

(5) 本業務の実施に係る予算上限額

金27,390,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(6) 支払条件

この契約は、本委託業務完了後、一括払いとする。

3 参加要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 八潮市の「令和7・8年度 指名競争入札参加資格者名簿」に登載されている者または契約開始日までに登載される見込みの者。

(2) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者であること。

- (7) 契約先業者の決定までの間において、「八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準」及び「八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) その他法令等に違反するものでないこと。
- (9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。
- (10) 学校給食センター又は公共施設の整備に関する計画策定に関する業務を履行した実績（履行中を含む。）を有していること。
- (11) 本業務に関して管理技術者及び担当技術者を配置すること。

※管理技術者は、一級建築士又は技術士（建設部門：都市及び地方計画）のいずれかの資格を有する者

4 候補者の選定に係る事項

(1) 選定方法

八潮市学校給食センター整備基本構想及び基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提出された申請書等による書類審査及びプレゼンテーションを行い別紙1「審査評価表」に基づき総合的に審査し、事業者を選定します。

審査日については、別途、応募事業者に連絡します。

なお、別紙1「審査評価表」に記載のとおり、国又は地方公共団体が発注する同種業務又は類似業務について過去に受注実績のある場合は、評価が高くなります。同種業務又は類似業務とは次のとおりです。

ア 同種業務 学校給食センターに係る整備計画の策定及びサウンディング調査の支援業務。

イ 類似業務 公共施設の整備計画の策定及びサウンディング調査の支援業務。

(2) 選定結果と公表

事業者の決定は、令和8年5月下旬頃を予定しており、選定結果は応募法人等に文書で通知すると同時に、以下の項目について本市ホームページに掲載いたします。

① プロポーザルの参加業者数

② 契約金額

③ 契約先業者名及び評価点数

④ 契約先業者以外の評価点数

（社名は伏せ、A社・B社と掲載します）

なお、契約締結後に契約先業者以外の提案業者から情報提供の希望が

あった場合、以下の項目について、情報提供を行います。

なお、情報提供は原則として電子メール等で行います。

①情報提供希望のあった業者の評価点数

*申請者は、書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

5 提出書類等

(1) 提出書類

別紙2「八潮市学校給食センター整備基本構想及び基本計画策定等支援業務委託事業者公募に係る提出書類一覧」のとおり。A4サイズで綴じ込み、資料番号をインデックスで標示してください。

(2) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）及び提出書類のPDFデータを入れたCD-R等1部提出してください。

※提出書類等に記載された個人情報については、事業者選定の目的以外には使用しません。

6 申込み及び受付

(1) 募集要項の配布

① 配布期間 令和8年4月 6日（月）から

令和8年4月21日（火）まで

（土・日・祝日を除く）

午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで

② 配布場所 募集要項の配布は、八潮市教育委員会保健給食課窓口での配布または八潮市ホームページからのダウンロードとなります。

(2) 質問の受付

① 受付期間 令和8年4月 6日（月）から

令和8年4月21日（火）午後5時まで

② 提出方法 質疑書（様式第5号）に記入のうえ、八潮市教育委員会保健給食課のE-mailにて提出してください。

E-mailアドレス hokenkyushoku@city.yashio.lg.jp

③ 回答方法 随時E-mailにて回答

④ その他 応募にあたり質問がある場合は、軽微な場合を除き、「質

疑書」(様式第5号)により行うこと。ただし、審査内容や評価項目に関する質問については回答いたしません。応募に際しての質疑回答内容や応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、本市ホームページに掲載しますので定期的に確認をしてください。

(当ホームページの記載事項を確認しないことによる不利益については、一切責任を負いません。)

7 申請書類の受付

- (1) 受付期間 令和8年4月 6日(月)から
令和8年5月 8日(金)正午まで
(土・日・祝日を除く)
午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで
- (2) 受付場所 八潮市教育委員会保健給食課
- (3) 提出方法 申請書類の提出は直接、保健給食課へ持参してください。
*郵送による申請書類の受付はいたしません。
*受付期間を過ぎたものは受理しません。
*提出された書類等は返却しません。

8 申込みの辞退

申込み書類を提出後に辞退する場合は、「辞退届」(様式第6号)により申し出てください。

9 その他

- (1) 本プロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- (2) 市は、決定事業者において、以下の場合、決定を取り消す場合があり、事業者は、既に要した費用の弁済を求めることができないので十分注意すること。
- ア 本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。
- イ 予定していたスケジュールから大幅な遅れが生じるとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。
- ウ その他の事情により、業務遂行が困難と認めるとき。
- (3) 提案書作成のため八潮市から入手した資料は、提案書等の作成以外の目的で使用することはできないものとする。

(4) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、必要に応じて市が別途定めるものとする。

10 実施スケジュール

| | |
|------------------|---|
| 募集要項の配布 | 令和8年4月6日(月)から 令和8年4月21日(火)まで |
| 質問の受付 | 令和8年4月6日(月)から 令和8年4月21日(火)まで |
| 申請書類の受付 | 令和8年4月6日(月)から 令和8年5月8日(金)正午まで |
| 審査(書類・プレゼンテーション) | 令和8年5月19日(火)予定 発表時間:30分程度(プレゼン20分以内、 ヒアリング10分以内) ※詳細な時間等は別途通知する。 |
| 事業者の内定 | 令和8年5月下旬予定 |

11 問い合わせ先

八潮市中央一丁目2番地1

八潮市教育委員会保健給食課(市役所本庁舎4階)

電話 048-996-2111(内線381)

FAX 048-998-0828

メールアドレス hokenkyushoku@city.yashio.lg.jp